

○賞与を支給したらご連絡ください

これから賞与の時期になりますので、保険料の個人負担分を控除する際の料率と留意点をお知らせします。

① 保険料率 ※健保組合等は下記と違うことがあります。

- ・健康保険⇒ 4.955%(埼玉) 4.98%(東京) 4.96%(茨城)
- ・介護保険⇒ 0.79% (40歳以上 65歳未満の方)
- ・厚生年金⇒ 9.091%
- ・雇用保険⇒ 0.4% (建設業は 0.5%) ※会社負担分は 0.7% (建設業は 0.9%)

② 社会保険料計算の際には各人の賞与支給額の千円未満は切捨てます。

→例えば賞与額が 123,456 円であるなら、千円未満を切り捨てて 123,000 円としてこの額に料率を掛けて計算します。

③ 上限額 健康保険→1年度で 573 万円 (毎年 4 月～3 月までの賞与額の累計)

厚生年金→1ヵ月間の金額が 150 万円 これらの金額を超えた分には保険料が掛かりません。

④ 賞与の支払月に退職する方の社会保険料の取り扱い

12 月に賞与を支給する場合、12 月中に退職する方の賞与の保険料は退職日が支給日の前後に関わらず発生しません。ただし、退職日が 12 月末日の場合のみ保険料が発生します。

○外国籍の方を採用したらご連絡ください

～雇用保険法

外国籍の方を採用した場合には、雇入れと離職の際に、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限等についてハローワークへ届け出る必要があります。ハローワークへの届出につきましては、雇用保険に加入する場合には、通常の「資格取得届」および「資格喪失届」に①国籍②在留資格③在留期間を記載して手続きを行います。所定労働時間が週 20 時間に満たないなどの理由で雇用保険に加入しない場合には、「雇入れ・離職に関わる外国人雇用状況届出書」を作成してハローワークへ届出をします。外国籍の方を採用した場合には、在留カードの写しをあおば事務所までお送りくださいますようお願いいたします。

○受動喫煙防止対策助成金

～助成金

職場での従業員の受動喫煙防止対策に取り組む事業主が、基準を満たす喫煙室等を設置・改修のため工事をした場合に、その半額を助成する制度です。

助成額 ・工事費用の半額 (上限 200 万円)

対象になる工事 ・喫煙室の設置工事 ・屋外喫煙所の設置工事 ・換気設備等の設置工事 等

対象になる経費 ・喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費 等

この助成金は工事を着工する前に事前に計画届を作成して認定を受ける必要があります。

○1年単位の変形労働時間制について

～労働基準法

1年単位の変形労働時間制とは、所定の労働時間を1年間を平均して週 40 時間以内に設定できる制度のことです。導入すると年間を通じて繁閑の差を平均化できるので、例えば、忙しいことが想定される週では最長 52 時間 (例えば 1 日 8 時間 30 分×6 日) 勤務も所定労働として設定することが出来ます。手続きは年間カレンダーと労使協定書を労働基準監督署に提出して行います。これら労使協定の起算月は会社により自由に設定できますが、1月、4月又は決算月が一般的です。なお、過去にご依頼のあった顧問先様には毎年事前にお知らせしておりますのでご安心ください。変形労働時間制の導入の検討などを含め、あおば事務所までご相談ください。

お知らせ

○あおば事務所のホームページの顧問先様限定ページには、過去のお知らせコーナーのバックナンバーの情報などをアップしております。顧問先様限定ページのコンテンツを閲覧の際はパスワードを入力いただく必要がございます。パスワードは『aoba』です。

※あおば事務所の年末年始の休業は、12月29日から1月4日までとさせていただきます。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定 (いわゆる月変) に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与 (手当等) に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようお願い申し上げます。